

城下町
出石

伝建 かわら版



平成20年4月10日発行 編集／豊岡市教育委員会（文化振興課：TEL0796-23-1160、出石分室：TEL0796-21-9029）

「出石まちなみ保存会」 発足によせて

出石まちなみ保存会
会長 武田 厚志

出石伝建地区は、平成19年12月4日、「その価値が特に高い」と認められ、国の重要伝統的建造物群保存地区（重要伝建地区）に官報告示され、全国で80番目の重要伝建地区となりました。

これまで出石のまちづくりについては、全国的にも高く評価されており、この選定により、より一層の伝建によるまちづくりの新たな飛躍が期待されます。

また、伝建事業を進めるための住民の自主的な組織のあり方について、7区の区長と伝建審議会委員さんが9月から12月にかけて4回にわたり検討を重ねてきました。そして3月13日、第1回出石まちなみ保存会役員会が開催され、規約の承認の後、会長以下役員が互選により選出されました。

この会について少し説明させていただきます。保存会の目的は、「伝建地区を中心とした、歴史的価値の高い出石城下町を次代に継承するため、伝統的なまちなみを保存、活用し、もって住民主体の活気あるまちづくりを推進すること」とされています。

会員は伝建地区の住民ですが、会の運営は7区（材木区、魚屋区、内町区、八木区、本町区、宵田区及び田結庄区）の代表者2名、計14名が役員会を構成し、事業を行うことになっています。

さて、今後の「保存会」の活動はどのようなことが考えられるでしょうか。まず

- ①「地域の窓口として、修理、修景等について住民の相談を受ける」
- ②「会が住民の相談や修理、修景希望の集約など、住民の意見収集に努める」
- ③「住民の意見、希望及び疑問に対し、会として、また教育委員会と協議して住民に返していく」

このようなことを繰り返し、粘り強く行っていくことになると思います。多くの課題をかかえすぎたときには、伝建の事業がスムーズに進捗するよう、教育委員会と連携、協力、協議が必要となる場面も想定されます。

平成20年度から事業が始まりますが、80の重要伝建地区は「地区種別」に分類されています。出石伝建地区種別である「城下町」は、福岡県朝倉市秋月伝建地区、篠山市篠山伝建地区と併せて全国に3ヶ所しかありません。

今後、国や県の財政的支援や技術的指導を受けながらも、出石らしい個性豊かなまちづくりを進めていきましょう。



出石まちなみ保存会の記念すべき第1回役員会。
左から2番目が初代会長に選出された武田厚志会長。

出石まちなみ保存会 発足！

3月13日、伝建地区を構成する7地区¹から選出された役員の方々が集まり、規約について協議したあと、「出石まちなみ保存会」が正式に発足しました。

保存会組織については、これまで何度も地区の役員さんに協議いただき、“出石らしい保存会を”的掛け声のもと、このたびの保存会設立となりました。

出石城下町において伝建事業を進めていく目的は、“住民主体の活気あるまちづくり”。そのため、会員は伝建地区内に居住されるすべての住民の方としています。

住民全員の手で、このまちを住みよい、楽しいまちにしていきましょう。

会議では、設立の承認のあと、互選により次のとおり役員が決まりました。

(敬称略)

役職	氏名	地区	備考
会長	武田 厚志	八木	区長
副会長	青山 克治	魚屋	区長
事務局長	角岡 充國	本町	区長
会計	日足 豊	田結庄	区長
理事	中貝 清司	材木	区長
理事	石田 成喜	材木	伝建審議会委員
理事	佐藤 信義	内町	区長 伝建審議会委員
理事	間戸場 熱	内町	
理事	上坂 泰三	八木	伝建審議会委員
理事	大西 哲	宵田	区長 伝建審議会委員
理事	淺田多喜夫	宵田	
理事	立花 正敬	田結庄	
監事	田中 純一	魚屋	伝建審議会委員
監事	酒井 清道	本町	伝建審議会委員

出石まちなみ保存会の歴史に残る、初代役員の方々です。みなさん、このまちを更によくするために、ご尽力賜りますよう、どうかよろしくお願ひいたします！

出石まちなみ保存会規約

(名称)

第1条 この会は、**出石まちなみ保存会**（以下「保存会」という。）という。

(目的)

第2条 保存会は、豊岡市出石伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」という。）を中心とした、歴史的価値の高い出石城下町を次代に継承するため、**伝統的なまちなみを保存、活用し、もって住民主体の活気あるまちづくりを推進することを目的とする。**

(事業)

第3条 保存会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 伝統的なまちなみ及び**景観の保存**に関すること。
- (2) **防災対策**その他**住環境の整備**に関すること。
- (3) 個性的で魅力あふれる**まちづくり**の推進に関すること。
- (4) 伝建地区住民の**交流**及び**情報交換**に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 **保存会は、伝建地区の住民を会員とする。**

2 前項の規定にかかわらず、保存会は、伝建地区の保存事業を積極的に支援協力する建築士（出石まちなみ設計士会の会員）及び保存会の趣旨に賛同する伝建地区外の住民等を会員とすることができる。

(役員会)

第5条 保存会に役員を置く。

2 役員会の役員は、**材木区、魚屋区、内町区、八木区、本町区、宵田区及び田結庄区**の代表者2名をもって組織する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、補欠のために選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

¹ 7地区：材木、魚屋、内町、八木、本町、宵田、田結庄

(役員の役職及び任務)

第7条 役員会に、次の役職を置き、役員の互選により選出する。

- (1) **会長** 1名
- (2) **副会長** 1名
- (3) **事務局長** 1名
- (4) **会計** 1名
- (5) **理事** 若干名
- (6) **監事** 2名

2 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、役員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代理する。
- (3) 事務局長は、会長の指示を受け、会務を担当する。
- (4) 会計は、この会の一切の会計を担当する。
- (5) 理事は、他の役員とともに会務を審議し、執行する。
- (6) 監事は、会計及び会務を監査する。

(会議)

第8条 保存会の会議は、役員会とする。

2 会議に付議すべき事項は、**保存会の事業計画**並びに**予算**及び**決算**に関することとする。

3 会議は、役員の過半数以上の出席により成立するものとする。

4 会議の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

5 役員会は、その任務を遂行するため必要があると認めたときは、役員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(会計)

第9条 保存会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 **保存会の経費は、負担金、補助金、寄附金等**その他の収入をもって充てる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年3月13日から施行する。

そのほかの団体の動向

出石伝統的建造物群保存審議会

1月22日に第6回出石伝統的建造物群保存審議会を開催しました。この審議会で、平成20年度に国庫補助金を受けて修理する物件及びその修理内容について審議いただきました。

その内容を踏まえて、平成20年度は材木区のF家住宅と本高寺の山門・石段を修理することにいたしました。

6月初旬の国の補助金交付決定がなされた後、いよいよ出石伝建地区の修理事業がスタートします！

出石まちなみ設計士会(仮称)

“なんとなく和風”“民芸調”などといったまちなみにならないように、但馬在住で兵庫県ヘリテージマネージャーに登録されている有志の方に団体を設立していただき、城下町のまちなみが

“出石らしさ”を追求したデザインとなるように研究、チェック、助言などを行っていただく仕組みが求められています。

1月17日に「第1回出石まちなみ設計士会設立検討会」を開催し、組織や会員、活動内容などについて協議いただきました。

出石町建築組合役員会、施工登録業者

どんなに伝建のまちづくりを語っても、実際にまちをつくるのは大工さん。これまでの住民説明会でも「出石の大工さんに工事をしてもらいたい」という声が多くありました。

そこで、2月19日、3月4日に出石町建築組合の役員さんに集まって協議いただき、また出石まちなみ保存会などで検討した結果、「伝建事業に貢献の意思と理解のある出石町内の施工業者を保存会が登録し、修理修景事業をされる所有者（施主）に推薦する」という方法がもっとよいのではないか、という結論になりました。

3月27日には出石町内に事業所のある大工さん（工務店、建築会社）に集まっていただき、施工業者の登録制度について説明するとともに、登録を申請していただくようお願いしました。

このような協議の結果、出石の伝建事業は地区住民全員からなる「まちなみ保存会」を中心に、専門集団である「まちなみ設計士会」の支援を受けながら、「施工登録業者」の大工さんの手によってまちなみの保存・整備を進めていきたいと思います。

修理修景補助金の申請希望先を変更します

補助金を希望される方は保存会地区役員まで連絡を！

補助対象物件を決めるまでの流れ

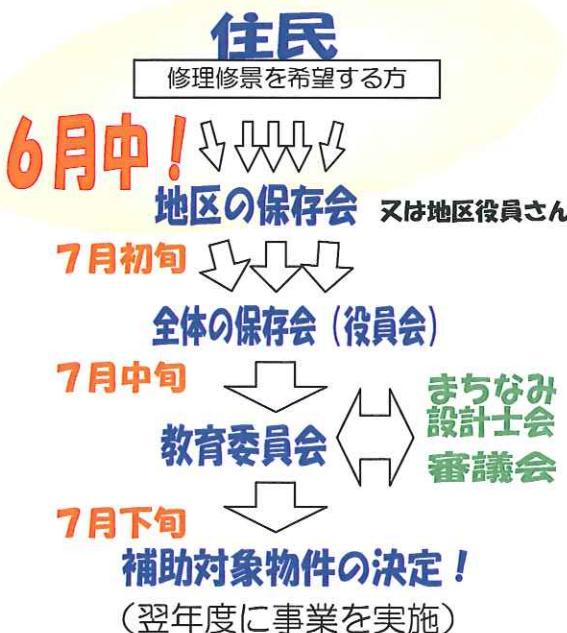
☆伝建地区内で建物の増改築、取り壊しなどを行われる場合は、必ず事前に地区の保存会役員さんか教育委員会へご連絡いただきますようお願いいたします。

伝建事業の補助金交付を希望される方は、これまで教育委員会に申請されるようにお願いしていました。

しかし、保存会役員会の話し合いなどにより、まずは各地区的保存会に連絡していただき、地区及び全体の保存会で優先順位を決めたあとで、保存会会長さんから教育委員会に申請していただくことになりました。

平成21年度（来年度）に補助金の交付を受けて修理・修景事業を希望される方は、必ず今年の6月までに地区の保存会（又は地区役員さん）にご連絡願います。

※概要だけでよろしいです。



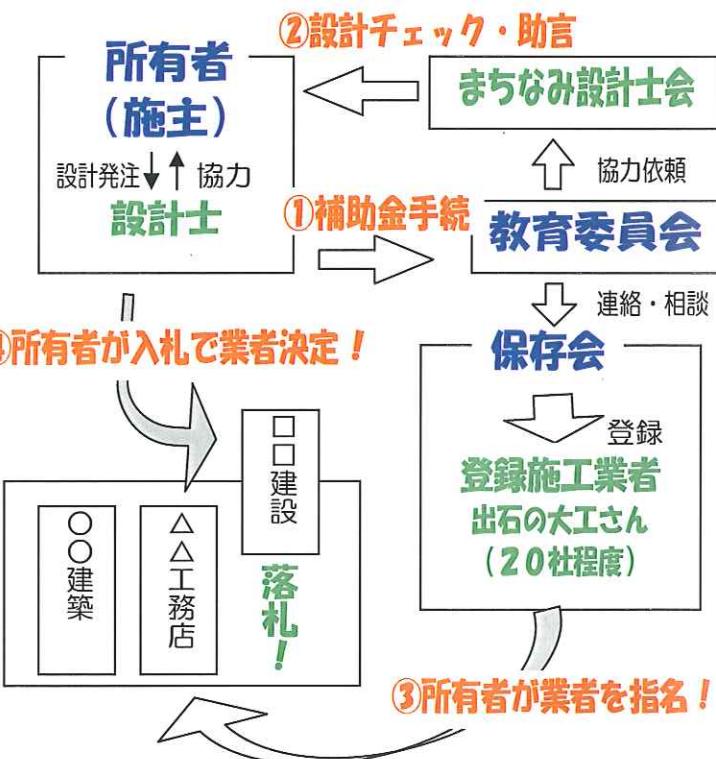
施工業者を決めるまでの流れ

補助対象物件が決まり、翌年度（事業実施年度）に事業（修理工事・修景工事）を行うにあたり、施工業者を決める必要があります。

伝建補助事業が文化庁や兵庫県の補助事業でもあることから、施工業者は**所有者（施主）**による入札によって決めることになります。

ただし、入札に参加する業者は保存会に登録されている出石の大工さんから所有者が選ぶことができます。

具体的な事務手続きは、修理修景物件を設計された設計士さんにお願いすることになります。



伝建審議会 永澤 昇 委員さんから一言！

先人が大切に残してくれた歴史・伝統・文化の香りを求めて沢山の人々が訪れる。それに対応する街中が何だか安っぽい。映画村の様である。我々の大切な宝物である町並みは大切に保存する必要があるし、子々孫々にまで伝える義務がある。この度、重要伝建地区に正式決定したことを機に市民の皆様方に今一度再認識して頂き、誇りを持って有意義な落ち着いた生活を送ってほしいものだと念じます。

文化庁
“保存修理”
ロゴマーク

